

証券コード 7782
2021年3月12日

株 主 各 位

(本社所在地)
東京都文京区本郷一丁目28番34号
(登記上の本店所在地)
東京都中央区日本橋箱崎30番1号
株 式 会 社 シ ン シ ア
代表取締役執行役員社長 中 村 研

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は**健康状態に拘わらず、可能な限り会場へのご来場はお控えいただき、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

なお、ご来場の株主さまにおかれましては、感染拡大防止への観点から、お越しいただいてもご入場できない場合がございますのでご留意ください。

議決権につきましては、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月29日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月30日（火曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋箱崎町42番1号
T-CATホール1階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第13期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件

以 上

【株主の皆さまへのお願い】

- ◎株主さまの新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本年は健康状態に拘わらず、**可能な限り会場へのご来場はお控えいただき、書面により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により会場等を変更する場合がございます。今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイトによりお知らせいたしますので、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ◎株主総会に来場される株主さまは、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ◎株主総会に来場される株主さまには、会場入り口付近で検温をさせていただきます。体温のご計測にご協力いただけない方、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りさせていただきます。なお、海外より帰国されてから14日間が経過していない株主さまは受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- ◎会場受付付近で、株主さまのためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ◎会場内の座席間隔を確保するため、ご用意できる席数が例年より減少しております。そのため、入場を制限させていただく場合がございます。
- ◎株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ◎本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主総会にご来場される株主さまにおかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。
- ◎議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産はご用意いたしておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

※当社ウェブサイト <https://www.sincere-vision.com>

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、今後の事業展開等も勘案して、以下のとおり第13期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は81,484,780円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年3月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

本店機能移転に伴い、現行定款第3条（本店の所在地）の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
（本店の所在地） 第3条 当会社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。	（本店の所在地） 第3条 当会社は、本店を東京都 <u>文京区</u> に置く。

以上

(提供書面)

事 業 報 告
(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、個人消費並びに企業収益が大きく収縮し、政府による経済対策実施にも拘わらず、2020年5月の緊急事態宣言解除後も経済活動回復に向けた動きは鈍く、国内経済の先行きは不透明な状況であります。

また、世界経済については、長期化する米中貿易摩擦の深刻化に加え、世界的に大流行となった新型コロナウイルス感染症は一向に鎮静化する兆しが見えず、欧州の一部都市では再びロックダウンが実施されるなど、世界経済の先行きも不透明な状況であります。

コンタクトレンズ業界におきましては、急速な少子高齢化に伴う人口減少が進んでいるものの、1日使い捨てタイプコンタクトレンズへのニーズのシフトが続いていることや近視人口の急激な増加・若年化が進んでいること、また、カラーコンタクトレンズ市場の拡大等もあり、コンタクトレンズ市場全体は緩やかながら成長基調にあるものと推測しております。しかしながら、価格、販路、広告戦略等々における各メーカー間の競争が激化していることに加え、新型コロナウイルス感染症拡大により外出自粛の動きが広がるなど当社を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループの状況は、緊急事態宣言解除以降、徐々に回復の兆しを見せてはいるものの、新型コロナウイルス感染症が経済活動に与える影響は依然として続いており、当社ブランドのカラーコンタクトレンズの売上高は442,071千円（前連結会計年度比42.7%減）となりました。また、プライベートブランド商品の売上高は第4四半期に入り「Miche Bloomin'（ミッシュブルーミン）シリーズ」などを中心に回復しましたが、全体としては販売各社における販売計画の遅延等により2,024,086千円（同8.3%減）となりました。一方で、当社主力商品であるシリコンハイドロゲル素材コンタクトレンズ「SINCERE 1DAY S」の売上高が656,440千円（同107.9%増）、ドラッグストア専売コンタクトレンズである「1Day EyeWell」の売上高が143,033千円（同17.7%増）などと順調に拡大し、当社ブランドのクリアレンズ全体の売上高は1,722,412千円（同24.0%増）となりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高が4,188,300千円（同4.1%減）となりました。利益面は、「SINCERE 1DAY S」を中心に当社ブランドのクリアレンズが順調に拡大し売上総利益率が改善していることや、一部の商品について年末繁忙期の販売促進を目的とした仕入価格の値引きが実現したことに加え、コストの見直しを進め販売費及び一般管理費の削減に努めたことなどにより営業利益209,969千円（同45.9%増）、経常利益215,765千円（同41.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益142,326千円（同86.5%増）となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2017年12月期)	第 11 期 (2018年12月期)	第 12 期 (2019年12月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売 上 高(千円)	4,343,330	4,182,972	4,368,728	4,188,300
経 常 利 益(千円)	339,582	26,328	152,241	215,765
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益(千円)	219,182	15,846	76,313	142,326
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	32.60	2.37	12.29	22.92
総 資 産(千円)	3,112,019	2,656,295	2,881,701	2,897,135
純 資 産(千円)	2,333,360	1,828,702	1,887,726	1,967,871
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	340.03	294.47	304.08	313.95

(注) 2017年3月16日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2017年12月期)	第 11 期 (2018年12月期)	第 12 期 (2019年12月期)	第 13 期 (当事業年度) (2020年12月期)
売上高(千円)	4,051,674	3,899,762	4,145,623	4,065,396
経常利益(千円)	313,670	44,492	131,255	199,308
当期純利益(千円)	196,333	42,300	60,766	128,992
1株当たり当期純利益 (円)	29.21	6.33	9.79	20.77
総資産(千円)	2,990,369	2,555,965	2,739,593	2,795,240
純資産(千円)	2,271,260	1,794,674	1,839,274	1,907,199
1株当たり純資産額 (円)	330.98	288.98	296.27	304.27

(注) 2017年3月16日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議決権比率	当 社 と の 関 係
株式会社 キャピタルメディカ	1,355,500千円	64.6%	販売、仕入れ等の取引はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Sincere Vision Co., Ltd.	100,000HKD	100.0%	コンタクトレンズの卸販売
新視野光學 股份有限公司	2,000,000TWD	100.0	コンタクトレンズの卸販売
株式会社 カラコンワークス	9,900千円	100.0	コンタクトレンズの通信販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、対処すべき課題として以下の施策に取り組んでまいります。

① 商品開発力の強化

中長期的には、日本国内の少子高齢化が加速することは必定であり、コンタクトレンズユーザーの主要部分を占める若年層が減少することは否めず、コンタクトレンズメーカー各社の競争が激化することが想定されます。

このような状況で企業として勝ち残っていくためには、新素材を活用した、より高機能で良好な装用感を得られるコンタクトレンズの開発、細分化するニーズを着実に捉えた商品スペック、デザインの整備が必要であります。

当社グループは、変化する市場への対応力強化や将来の競争力強化のため、商品開発力の強化に努めてまいります。

② 人材の確保

当社は高度管理医療機器であるコンタクトレンズ製造販売会社であり、かつ、最終消費者の方々ニーズが目まぐるしく変化する美容という分野に属するカラーコンタクトレンズを扱い、経営戦略上、幅広い販売チャネル展開を実施しているため、高度管理医療機器に関する専門人材、最終消費者の方々ニーズを的確に捉える人材、各販売チャネルに精通した営業人材等、多種多様な優秀な人材の確保に努めてまいります。

③ 当社ブランド商品の知名度向上

「ひとみに、誠実に」の企業理念の下、更なる品質向上に努め、販売チャネルごとの販促活動戦略により、当社ブランド商品の知名度向上を図ることが必要であると考えております。当社ブランド商品の知名度向上は、お客様の当社ブランド商品への信頼性を高め、大手企業と連携した事業展開を有利に進め、当社グループを支える優秀な人材確保に寄与するものと考えております。

④ 海外事業展開の強化

当社グループの更なる発展のためには海外売上高の伸長が不可欠であると考えております。当社は2013年から香港、台湾等へ当社サークルレンズ、カラーコンタクトレンズの販売事業を中心に展開しております。

今後も、アジア各国を中心に海外事業展開の強化を図り、売上及び利益の拡大に努めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは、更なる事業拡大を推進し、企業価値を向上させるためには、内部管理体制を強化していくことが重要な課題であると認識しております。

「財務報告に係る内部統制報告制度」への対応の充実に努め、内部統制の充実及び強化を図っております。

⑥ コンプライアンス経営体制の強化

当社グループは、コンプライアンス経営に徹することの重要性を認識し、定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。更に、必要に応じた社内教育を継続して実施するとともに、監査機能の充実を図るために、内部監査担当、監査役会及び会計監査人との連携を強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

当社は、コンタクトレンズの製造並びにコンタクトレンズ小売販売店及び代理店（一次・二次）に対しての卸販売並びに当該業務に付帯関連する事業を営んでおります。

(6) 主要な営業所及び工場（2020年12月31日現在）

① 当社

東京都中央区で事業展開しております。

② 子会社

東京都中央区のほか、香港（上環禧利街）、台湾（高雄市）で事業展開しております。

(7) 使用人の状況（2020年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
41名	2名減

（注）使用人数には契約社員を含み、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
37名	2名減	44.2歳	7.0年

（注）使用人数には契約社員を含み、臨時従業員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	200,000千円
朝 日 信 用 金 庫	195,000千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 24,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,862,200株
- ③ 株主数 2,979名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 キ ャ ピ タ ル メ デ ィ カ	4,050,000株	64.6%
中 村 研	226,700	3.6
新 沼 吾 史	72,000	1.1
萩 原 隼 人	70,000	1.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	64,600	1.0
B o f A 証 券 株 式 会 社	58,000	0.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	44,400	0.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口1）	33,700	0.5
安 部 孝 一	32,200	0.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口6）	30,700	0.5

- (注) 1.当社は、自己株式を594,140株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	中 村 研	執行役員社長 (株)カラコンワークス代表取締役 Sincere Vision Co., Ltd. Director 新視野光學股份有限公司董事 Sincere Vision (Thailand) Co.,Ltd.Director
取 締 役	荒 井 慎 一	執行役員管理部長 新視野光學股份有限公司董事
取 締 役	國 吉 歩	フォレストウォーク法律事務所代表弁護士 (株)グッドアイズ建築検査機構 監視委員会委員
取 締 役	小 川 宏	山崎総合法律事務所パートナー 医療法人社団遼山会理事 東京家庭裁判所調停委員
常 勤 監 査 役	中 本 義 人	
監 査 役	今 井 良 明	今井公認会計士事務所所長 ハウスコム(株)社外監査役 グランツ税理士法人代表社員
監 査 役	加 瀬 豊	加瀬公認会計士事務所所長 (株)オーバル社外取締役（監査等委員） (株)ヒトクセ社外監査役

- (注) 1. 取締役國吉歩氏及び取締役小川宏氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役中本義人氏、監査役今井良明氏及び監査役加瀬豊氏は、社外監査役であります。
3. 監査役今井良明氏及び監査役加瀬豊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼任者を除く2020年12月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担 当
執 行 役 員	新 保 良 央	第一営業部長
執 行 役 員	近 藤 貴 子	薬務部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役國吉歩氏、取締役小川宏氏、常勤監査役中本義人氏、監査役今井良明氏及び監査役加瀬豊氏につきましては会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	4 名 (2)	32,738千円 (4,640)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (3)	10,800 (10,800)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	7 (5)	43,538 (15,440)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年3月26日開催の第7回定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2015年3月26日開催の第7回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役國吉歩氏は、フォレストウォーク法律事務所の代表弁護士及び株式会社グッドアイズ建築検査機構の監視委員会委員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役小川宏氏は、山崎総合法律事務所のパートナー、医療法人社団遼山会の理事及び東京家庭裁判所の調停委員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役今井良明氏は、今井公認会計士事務所の所長、ハウスコム株式会社の社外監査役及びグランツ税理士法人の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役加瀬豊氏は、加瀬公認会計士事務所の所長、株式会社オーバルの社外取締役（監査等委員）及び株式会社ヒトフセの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	國吉歩	当事業年度に開催された取締役会23回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役	小川宏	当事業年度に開催された取締役会23回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	中本義人	当事業年度に開催された取締役会23回及び監査役会13回の全てに出席し、金融機関における長年の経験、さらに、他社の取締役としての豊富な経験・知識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	今井良明	当事業年度に開催された取締役会23回及び監査役会13回の全てに出席し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	加瀬豊	当事業年度に開催された取締役会23回及び監査役会13回の全てに出席し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,050千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,050

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務である、デューデリジェンス調査対応業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役に報告して情報の共有化を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業務執行の監督を充実させる。
 - ロ. 取締役会は、取締役会規則に従い取締役会に付議された議案が十分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令及び定款に適合することを確保する。
 - ハ. 代表取締役は、法令若しくは取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会の決定、決議及び社内規程に従い業務を執行する。
 - ニ. 取締役を含む役職員が、業務を執行するにあたり遵守すべき行動基準としてコンプライアンス規程を制定する。
 - ホ. 役職員に対して定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。
 - ヘ. 役職員に対して、他社で発生した重大な不祥事・事故についても、速やかに周知するほか、必要な教育を実施する。
 - ト. 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、法令及び文書管理規程等社内規程に則り作成、保存、管理する。
 - ロ. 情報の不正使用及び漏洩の防止のためのシステムを確立し、情報セキュリティ施策を推進する。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定する。
 - ロ. リスク管理最高責任者及びリスク管理担当者は、リスクの予防に努めるほか、リスク管理規程に基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
 - ハ. 内部監査担当部署は、監査役と連携して、各種リスクの管理状況の監査を実施する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌、職務権限規程において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ロ. 取締役会は、中期経営計画及び業績目標を設定し、代表取締役及び取締役がその達成に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。
 - ハ. 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の遂行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。また、職務の執行が効率的に行われていることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 使用人を含む役職員が、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動指針としてコンプライアンス規程を制定する。
 - ロ. 役職員に対して、定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。

- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- イ. 当社の子会社の経営管理については、関係会社管理規程等に基づく報告のもと、その業務遂行状況を把握し、管理を行うものとする。
 - ロ. 当社グループの各子会社における監査は、各子会社監査役と当社内部監査担当部署が連携し実施する。その結果を代表取締役及び監査役に報告する。
 - ハ. 当社は、親会社との間で、上場企業とその親会社としてのお互いの立場を尊重したうえで企業グループとしての業務を適切に行い、その社会的責任を全うするために必要に応じて、親会社に対し、当社の経営情報を提供し、また、親会社の内部監査担当部署との連携も行う。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役会の承認により、その職務を補助すべき使用人を求めた場合、当該使用人の配置を検討するものとし、具体的な配置にあたっては、その具体的な内容（組織、人数等）を調整し実施する。
 - ロ. 当該使用人は、職務執行にあたっては取締役から独立した立場とし、監査役の指揮命令に基づき職務をする。
 - ハ. 監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分は、監査役会の同意を得る。
- ⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時、担当する業務の執行状況について報告を行う。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務の執行状況について報告する。
 - ハ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、又は通報を受けたときは、速やかに監査役に報告する。

- ⑨ 当社の監査役へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査役へ報告をしたものが報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行に生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
 - ロ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
 - ハ. 内部監査担当部署は、内部監査規程に則り監査が実施できる体制を整備し、監査役との相互連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス委員会が中心となり、コンプライアンスの状況・問題等の把握及び報告、対応策の協議、並びに役職員への教育及び研修を実施いたしました。
- ② 当社の子会社の事業運営状況は、適宜取締役会並びに代表取締役へ報告がなされており、子会社の業務運営、経営管理の適正さを確保しております。
- ③ 内部監査担当者は、年度監査計画に基づき、当社並びに子会社の内部統制の整備・運用状況をモニタリングし、その監査結果を代表取締役及び監査役会へ適宜報告をしております。
- ④ 監査役会は、監査役相互の情報交換を行うとともに、内部監査担当者から報告を受け、業務について調査・監査を行いました。
- ⑤ 監査役会は、自ら監査を行うほか、会計監査人及び内部監査担当者と密な連携を図り、情報交換を行うとともに、内部監査担当者にはその内部監査の結果の報告に関する指示を行い、会計監査人には適宜その報告の説明を求め、会計に関する監査を行いました。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,760,338	流 動 負 債	744,264
現 金 及 び 預 金	1,155,827	買 掛 金	160,978
受取手形及び売掛金	679,097	短 期 借 入 金	200,000
商 品	557,782	1年内返済予定の長期借入金	60,000
貯 蔵 品	122,902	未 払 法 人 税 等	82,520
前 渡 金	13,758	デ リ バ テ ィ ブ 債 務	33,922
未収還付法人税等	2,953	賞 与 引 当 金	9,380
外国為替差入証拠金	230,168	そ の 他	197,463
そ の 他	55,104	固 定 負 債	185,000
貸 倒 引 当 金	△57,256	長 期 借 入 金	135,000
固 定 資 産	136,797	長 期 預 り 保 証 金	50,000
有 形 固 定 資 産	15,895	負 債 合 計	929,264
建 物	727	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	6,905	株 主 資 本	1,990,304
建 設 仮 勘 定	8,261	資 本 金	273,422
無 形 固 定 資 産	7,264	資 本 剰 余 金	325,642
そ の 他	7,264	利 益 剰 余 金	1,765,101
投資その他の資産	113,637	自 己 株 式	△373,862
投資有価証券	0	その他の包括利益累計額	△22,433
繰延税金資産	61,825	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△22,494
そ の 他	52,670	為 替 換 算 調 整 勘 定	61
貸 倒 引 当 金	△859	純 資 産 合 計	1,967,871
資 産 合 計	2,897,135	負 債 純 資 産 合 計	2,897,135

連結損益計算書
(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,188,300
売上原価		2,861,923
売上総利益		1,326,376
販売費及び一般管理費		1,116,407
営業利益		209,969
営業外収益		
受取利息	1,116	
為替差益	12,999	
助成金収入	5,641	
その他	918	20,675
営業外費用		
支払利息	2,669	
デリバティブ評価損	1,500	
貸倒引当金繰入額	9,286	
その他	1,423	14,879
経常利益		215,765
税金等調整前当期純利益		215,765
法人税、住民税及び事業税	108,273	
法人税等還付税額	△7,203	
法人税等調整額	△27,630	73,439
当期純利益		142,326
親会社株主に帰属する当期純利益		142,326

貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,654,992	流 動 負 債	703,041
現 金 及 び 預 金	1,069,226	買 掛 金	132,837
受 取 手 形	17,608	短 期 借 入 金	200,000
売 掛 金	614,403	1年内返済予定の長期借入金	60,000
商 品	532,477	未 払 金	112,542
貯 蔵 品	122,902	未 払 費 用	13,129
前 渡 金	13,758	未 払 法 人 税 等	79,155
前 払 費 用	22,806	前 受 金	22,018
外国為替差入証拠金	230,168	預 り 金	2,804
関係会社短期貸付金	99,719	デ リ バ テ ィ ブ 債 務	33,922
そ の 他	32,866	賞 与 引 当 金	9,380
貸 倒 引 当 金	△100,944	そ の 他	37,252
固 定 資 産	140,248	固 定 負 債	185,000
有 形 固 定 資 産	15,821	長 期 借 入 金	135,000
建 物	727	長 期 預 り 保 証 金	50,000
工具、器具及び備品	6,831		
建設仮勘定	8,261	負 債 合 計	888,041
無 形 固 定 資 産	6,976	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	6,976	株 主 資 本	1,929,693
投 資 そ の 他 の 資 産	117,451	資 本 金	273,422
関係会社株式	9,900	資 本 剰 余 金	325,642
繰延税金資産	62,958	資 本 準 備 金	173,422
破産更生債権	859	そ の 他 資 本 剰 余 金	152,220
長期前払費用	173	利 益 剰 余 金	1,704,490
そ の 他	44,418	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,704,490
貸 倒 引 当 金	△859	繰 越 利 益 剰 余 金	1,704,490
資 産 合 計	2,795,240	自 己 株 式	△373,862
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△22,494
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△22,494
		純 資 産 合 計	1,907,199
		負 債 純 資 産 合 計	2,795,240

損 益 計 算 書
(2020年 1 月 1 日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,065,396
売上原価	2,804,889
売上総利益	1,260,507
販売費及び一般管理費	1,037,623
営業利益	222,883
営業外収益	
受取利息	4,086
為替差益	13,080
助成金収入	4,215
その他の	3,150
営業外費用	
支払利息	2,669
デリバティブ評価損	1,500
貸倒引当金繰入額	42,515
その他の	1,422
経常利益	199,308
税引前当期純利益	199,308
法人税、住民税及び事業税	102,681
法人税等還付税額	△4,005
法人税等調整額	△28,359
当期純利益	70,316
	128,992

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月25日

株式会社シンシア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植 草 寛 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村 純 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シンシアの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンシア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月25日

株式会社シンシア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植 草 寛 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村 純 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シンシアの2020年1月1日から2020年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月26日

株式会社シンシア 監査役会
常勤社外監査役 中 本 義 人 ㊞
社 外 監 査 役 今 井 良 明 ㊞
社 外 監 査 役 加 瀬 豊 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋箱崎町42番1号
T-CATホール1階



交通	地下鉄半蔵門線水天宮前駅	1a出口より直結
	地下鉄日比谷線人形町駅	A1出口より徒歩約5分
	地下鉄都営浅草線人形町駅	A3・A5出口より徒歩約7分
	地下鉄都営新宿線浜町駅	A2出口より徒歩約10分